

受付

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日のときは、
翌日の翌日)

目次
 ◇告示 昭和三十二年三月鳥取県告示第百三十二号の一部改正
 第二十期鳥取県地方労働委員会労働者委員補決委員候補者推薦要領
 建築基準法施行規則による道路の位置の指定
 解除予定の保安林
 ◇公安告示 風俗営業等取締法による聴聞の実施
 道路交通法による聴聞の実施

告示

鳥取県告示第六百二十二号
 昭和三十二年三月鳥取県告示第百三十二号(鳥取県保健所及び衛生研究所使用料及び手数料の額について)の一部を次のように改正する。
 昭和四十一年十一月十五日

鳥取県知事職務代理者
 鳥取県総務部長 本 江 滋 二
 千円 一枚増すごとに
 千円 一枚増すごとに
 四十円を加える
 四十円を加える

規定により、次のとおり告示する。
 昭和四十一年十一月十一日
 鳥取県知事職務代理者
 鳥取県総務部長 本 江 滋 二

- 一 縦覧に供する書類の名称 土地改良事業計画書及び定款の写し
- 二 縦覧に供する期間 昭和四十一年十一月十一日から二十日間とする。
- 三 縦覧に供する場所 西伯町役場
- 四 異議の申出
 利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第三十五号
 昭和四十一年第八回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。
 昭和四十一年十一月十一日
 鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 定 治

- 一 日時 昭和四十一年十一月十四日 午前十一時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二百二十番地 鳥取県庁
 鳥取県選挙管理委員会委員室
- 三 議題 鳥取県知事の選挙について

胃ガン集団検診(造影材を使用して七センチメートル×七センチメートルのフィルムによる消化管の造影及び診断を行うもの)
 八百円 一件につき
 を
 に改める。

鳥取県告示第六百二十三号
 地方労働委員会の委員の推薦に関し、次のとおり第二十期鳥取県地方労働委員会労働者委員補決委員候補者推薦要領を定めたので、労働組合法施行令(昭和二十四年政令第百三十一号)第二十一条第一項の規定により推薦を求める。
 昭和四十一年十一月十五日
 鳥取県知事職務代理者
 鳥取県総務部長 本 江 滋 二

第二十期鳥取県地方労働委員会労働者委員補決委員候補者推薦要領
 推薦する者の資格
 一 推薦される者の資格
 鳥取県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)第二条の規定に適合する労働組合であること。
 二 推薦される者の資格
 労働組合法第十九条第八項前段に規定する者でないこと。
 三 推薦手続
 推薦書(様式一)に、次の書類を添えて所定の期間内に所轄労働事務所を経由して知事に提出すること。
 一 労働組合資格審査申請書(様式二)

- 組合規約
- 労働協約
- その他資格の立証に必要な資料
 - 1 役員名簿
 - 2 従業員数及び組合員数(男女別)
 - 3 経理状況
 - 4 福利厚生への援助を受けている状況
 - 5 組合事務所の借用状況

(資格を立証するため、労働委員会に手続中のものは、労働組合資格審査申請書に付記すること。)

四 推薦することができ、候補者の数制限はないが、二人以上の場合には、順位を付すること。

五 推薦の期間
昭和四十一年十一月十五日から
昭和四十一年十一月二十一日まで

鳥取県知事 氏 名 殿
所在地 労働組合名

年月日

労働組合法施行令第21条第1項の規定により鳥取県地方労働委員会の労働者委員の補欠候補者として次の者を推薦します。

鳥取県告示第六百二十四号
建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十一年十一月二日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。
昭和四十一年十一月十五日

鳥取県知事職務代理者
鳥取県総務部長 本 江 滋 二

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
米子市東福原 米子市上福原字西屋敷添 八五七	幅員 四メートル 延長 二六・五メートル	
井上 友造		

先から
字北浜ノ二
字北浜ノ三
字上大境

先いたる農道
一一一九の二地

鳥取県告示第六百二十五号
次の保安林を解除予定の保安林にしたから、森林法(昭和二十六年法律

氏名	生年月日	現住所	労働組合名及び地位	推薦場所及び地位	経歴	備考

(注) 「経歴」の項には、年月日順に学歴、職歴、組合歴等をできるだけ詳細に記入すること。

鳥取県地方労働委員会
会長 氏 名 殿

年月日

鳥取県知事 氏 名 殿
所在地 労働組合名及び代表者

年月日

鳥取県地方労働委員会労働者委員補欠委員候補者の推薦手続に参与したので、労働組合法第5条第1項の規定により資格を審査していただくよう次の書類を添えて申請します。

- 1 労働組合契約
- 2 労働協約
- 3 その他

第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。
昭和四十一年十一月十五日

鳥取県知事職務代理者
鳥取県総務部長 本 江 滋 二

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
鳥取市賀露町字西浜一七五七の二九七(次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的
風害の防備
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第四十五号
風俗営業等取締法(昭和二十三年法律第二百二十二号)第五条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行なうので、同法同条第二項の規定により告示する。
昭和四十一年十一月十五日

鳥取県公安委員会委員長 沢 住 辰 蔵

一 聴聞の期日及び場所
昭和四十一年十一月二十四日 午前十時から
鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県警察本部内(県庁七階)

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
休むときは、
翌日発行)

目次

国民健康保険医の登録があつたものとみなされるもの
結核予防法による指定医療機関の取消
土地改良区の定款の変更の認可
土地改良事業計画の認可
とう精業者の登録
米飯提供業者の登録
土地の用途廃止
建築基準法施行規則による道路の位置の指定

◆選管告示 選挙管理委員会の招集
◆公安告示 昭和三十五年十二月鳥取県公安委員会告示第十三号の一部改正
◆正 誤 昭和四十一年十月鳥取県告示第五百六十九号中訂正

告

示

鳥取県告示第六百二十六号
国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるもの

鳥取県公安委員会委員室

二 聴聞当事者の住所及び氏名

- 1 鳥取市吉方八一四 荒木 次子
- 2 鳥取市東品治町一〇の一三 西田 シズ子
- 3 鳥取市瓦町 千楽アパート 堀江 八重子

鳥取県公安委員会告示第四十六号

道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第百四条第一項の規定に基づき、次のとおり聴聞を行なうので、同法同条同項の規定により告示する。

昭和四十一年十一月十五日

鳥取県公安委員会委員長 沢 辰 蔵

一 聴聞の期日及び場所

昭和四十一年十一月二十四日 午前十一時から

鳥取市東町 鳥取県警察本部内

鳥取県公安委員会委員室(県庁七階)

二 聴聞当事者の住所及び氏名

- 1 鳥取市良田三九九 山根 庸夫
- 2 鳥取市大畑三一 福政 康之助
- 3 鳥取市中砂見四七八・四七八の一 山田 兼蔵
- 4 鳥取市瓦町一五の五 河越 功
- 5 鳥取市白兎六一六 松本 久義
- 6 鳥取市吉方八一二 松島 豊
- 7 鳥取市吉方二区八〇七の三 福田 竺男
- 8 八頭郡若桜町大字糸白見二四 櫻村 敦司

- 9 八頭郡若桜町大字吉川一七四 尾崎 清俊
- 10 八頭郡河原町大字曳田一六〇の一 鳥越 博行
- 11 八頭郡河原町大字本鹿一〇 田淵 裕
- 12 八頭郡那家町大字殿四五 石破 衛
- 13 八頭郡那家町大字那家二〇四 井上 正吾
- 14 八頭郡八東町大字新興寺六一 小林 肇
- 15 八頭郡八東町大字中三二五 坂本 清
- 16 八頭郡船岡町大字船岡九一〇の一 田村 春治
- 17 八頭郡智頭町大字智頭一五三九の三 大久保 善夫
- 18 八頭郡智頭町大字岩神二八五 岡本 美佐男
- 19 八頭郡高気町大字奥沢見九二 中本 一徳
- 20 八頭郡鹿野町大字鷲峯八六四 田中正 人
- 21 八頭郡青谷町大字奥崎一九二 谷尾 義人
- 22 八頭郡青谷町大字楠根二八一 倉本 房男
- 23 倉吉市大宮一〇一の一 岡本 考喜

を、接費取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十一年十一月十八日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 本 江 滋 二

登録の記号及び番号

氏 名 登 録 の 年 月 日

鳥田医 一三三〇

山本 貞寿 昭和四十一年十一月四日

鳥取県告示第六百二十七号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第五項の規定により、次のとおり指定医療機関を取り消したので、結核予防法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十六号)第二十六条の規定により告示する。

昭和四十一年十一月十八日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 本 江 滋 二

取消年月日

指定医療機関の名称 所 在 地

昭和四十一年十月十日

滝川 医院 境港市日出町九六

鳥取県告示第六百二十八号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したから、結核予防法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十六号)第二十六条の規定により告示する。

昭和四十一年十一月十八日